

## 第 4 日

1. 令和5年6月9日午前10時00分招集
2. 令和5年6月9日午前10時00分開会
3. 令和5年6月9日午前10時36分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸要一	10番 笹淵賢吾
11番 坂本敏彦	12番 高木洋一郎	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 有働和明	書 記 鴨川奈々	
------------	----------	--
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長 石原佳幸	教 育 長 米田加奈美	
総務課長 石原康司	地域振興課長 野田敏治	
建設課長 中嶋啓晴	税務課長 大山和説	
住民環境課長 中原寿郎	まちづくり課長 坂口圭介	
保健子ども課長 宇野貴子	福祉課長 前田洋子	
農林振興課長 上原克彦	農業委員会局長 池上圭造	
学校教育課長 鍋島忠隆	社会教育課長 益永浩仁	
特養施設長 前淵康彦	病院事務部長 高木浩昭	
会計管理者 松尾 修		
12. 議事日程
  - 日程第1 議案第38号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
  - 日程第2 議案第39号 和水町子育て支援基金条例の制定について
  - 日程第3 議案第40号 和水町重度心身医療費助成に関する条例の一部改正について
  - 日程第4 議案第41号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
  - 日程第5 議案第42号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

- 日程第6 議案第43号 令和5年度和水町一般会計補正予算(第3号)  
日程第7 議案第44号 令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)  
日程第8 議案第45号 令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)  
日程第9 議案第46号 令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)  
日程第10 議案第47号 令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)  
日程第11 議案第48号 令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)  
日程第12 議案第49号 令和5年後和水町下水道事業会計補正予算(第1号)  
日程第13 議案第50号 令和5年度和水町病院事業会計補正予算(第1号)  
日程第14 議案第51号 字の区域の変更について  
日程第15 報告第1号 令和4年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
日程第16 報告第2号 令和4年度株式会社 菊水ロマン館の決算報告について  
日程第17 同意第2号 和水町固定資産評価委員の選任について  
日程第18 同意第3号 和水町教育委員会委員の任命について  
日程第19 閉会中の継続調査について  
日程第20 議員派遣の件について

---

開会 午前10時00分

○議長(高木洋一郎君) 御起立願います。おはようございます。

(おはようございます)

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。上程された議案に対する審議、採決を行います。

---

日程第1 議案第38号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長(高木洋一郎君) 日程第1、議案第38号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 亀崎君

○1番(亀崎清貴君) おはようございます。

(おはようございます。)

1番議員、亀崎でございます。

議案第38号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、ちょっと質問のほうさせていただきます。

今回、この職員の改正については、東京への職員派遣が実施されるというふうなところで、今

回動いたのかなというふうに思います。

そこでちょっと質問ですが、今回、職員の方が東京事務所のほうに出向されますけども、役場としても職員の質の向上またスキルアップというところで大変有意義なことなのかなと思いますし、また本町としましても、東京事務所を拠点に町の魅力情報発信をしていくというふうなところで非常によい取組なのかなというふうに感じておるところなんですけど、本来、事前に町と県のほうが事前調整を行いながら今回の職員派遣がなされてきたと思うんですが、まず、その実施に当たって、県のほうからいつ頃に、まず内諾、東京事務所のほうに派遣できますよというふうな内諾のほうをいただけたのかお答えいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君。

○総務課長（石原康司君） ただいまの亀崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の市町村職員の研修事業ということで、10月31日締切りで市町村から県のほうへ要望を出しております。

その後、県のほうのヒアリング等を受けまして、実際に決定したのが3月5日、初旬になりました。そこからこういった派遣先とかいろいろな手続のほうを開始しているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 答弁いただきました

3月5日に決定のほうを県のほうから通知をいただいたというふうなことですけど、やはり時間的なもので3月議会には間に合わなかった、そして5月の臨時会にも間に合わなかったっていうところでよろしいんですかね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君。

○総務課長（石原康司君） 特に東京につきましては、住居等の契約等もありましたので、時間的に3月6日には間に合わなかったということで、今回、上程をしております。

以上です

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第38号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者多数)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり決定されました。

---

日程第2 議案第39号 和水町子育て支援基金条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第2 議案第39号「和水町子育て支援基金条例の制定について」を議題とします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第39号「和水町子育て支援基金条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者多数)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第40号 和水町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第3 議案第40号「和水町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題とします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第40号「和水町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者多数)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり決定されました。

---

日程第4 議案第41号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第4 議案第41号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第41号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者多数）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第42号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第5 議案第42号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第42号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者多数）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり決定されました。

---

日程第6 議案第43号 令和5年度和水町一般会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第6 議案第43号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第3

号)」を議題とします。

○議長(高木洋一郎君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第43号「令和5年度和水町一般会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者多数)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり決定されました。

---

#### 日程第7 議案第44号 令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第7 議案第44号「令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

○議長(高木洋一郎君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第44号「令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者多数)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第45号 令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第8 議案第45号「令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

○議長(高木洋一郎君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第45号「令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者多数)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第46号 令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第9 議案第46号「令和5年度和水町別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

○議長(高木洋一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 白木君

○5番(白木 淳君) 5番、白木です。

予算書の7ページ、2目16節の公有財産購入費に関しまして、質問します。

今年1月12日の全協での説明では、予算額5,237万2,000円に対して、前回、取得された契約額が5,090万4,960円で、残りの土地の予算額が146万6,400円でした。

今回、土地購入費として201万5,000円が計上されておりますけれども、前回の説明よりも約55万円ほど高くなっておりますけれども、どういう算出方法になっているかお願いします。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 前淵君

○特養施設長(前淵康彦君) 白木議員の御質疑にお答えいたします。

令和4年度で計上しておりました土地につきましては5,090万4,000円ほどの購入ができましたけれども、一部交渉はしておりましたけれども購入できない土地がございました。それが1,222平米であったわけですが、地権者と交渉を重ねる中で地権者の要望もあり、今回の補正予算では1,679平米の土地を予算計上しております。そういった関係で50万円ほどの差が出ているということがございます。

○議長(高木洋一郎君) ほかに質疑はありませんか。

5番 白木君

○5番(白木 淳君) 前回、3月の全協の説明では「購入できない」ということで、「購入できなくてもさほど問題はない」との説明だったと思うんですけども。今回、購入に至るまでの経緯は今のようだったと思います。

先日の全協でも申し上げましたけれども、現在、コンサルを入れて今後について検討中とのことですので、きちっとした報告が上がってから前に進んだほうがいいのではないかと私は思います。

民間事業者等の意見交換で80床から60床に減らしたほうがいいとかの意見を頂戴している中で、その場合、敷地面積なども狭く済むわけで、無意味な土地の購入はいかなものかと。

地方自治法の第2条14項の「最少の経費で最大の効果に反する」と私は思いますけども、町長の意見をお願いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。土地購入費についてでございます。

交渉を長く重ねてきた中で、今年度3月、「売れない」ということで結論が出たんですけれども、その後、地権者の方から御相談がありまして、やはり売りたいという経緯があって、今回の補正予算での計上となっております。

場所につきましては、今回、予定してます敷地の南側でございまして、そこが崖になっておりますので、購入しない場合はその擁壁の工事等をさせていただいて対応するというふうに考えておりました。

でも、購入することによって施工、段切りとかを行うことで工事費用も安く済むというあたりを考えたところで、今回、購入を上げております。

現在、コンサルを含めてベッド数の数を当たっておりますけれども、例えば80床が60床になったとしても、この土地については建設予定地の南側という立地の土地でございますので、ぜひ購入したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はございませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 1番議員、亀崎でございます。

予算書の7ページの16節、公有財産購入費、土地購入費についてお伺いいたします。

先ほど、白木議員の質問にもございましたけども、今回、特養施設の用地購入費として予算計上されておりますけども、先の当初予算については議会として付帯決議をもって可決をしているところでございます。

そういった中で、経緯の説明については、6月5日上程後の全員協議会において概略説明のほうをいただきましたけども、先ほど、白木議員もおっしゃいましたが、コンサルの結果を見た後に、常任委員会または全員協議会等々で今後、報告していこうというところになったと思っております。

にもかかわらず付帯決議のところはまだ残っていると。今後もまだ検討していくというふうなところにもかかわらず、今回、用地購入費を上げられてらっしゃる、取り下げられない理由についてお聞かせいただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 前渕君

○特養施設長（前渕康彦君） 亀崎議員の御質問にお答えいたします。

付帯決議の話をされましたけれども、先の全協において付帯決議で御意見のあったことにつきましては、これまで町民の皆様への事業説明、そして民間事業者からの意見交換等によるアイデアを生かしましてやっていくということで、先の全協で御説明したとおりでございますので、私どもとしては、予算の執行について速やかに行っていきたいということでございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はございませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 付帯決議について法的拘束力はないので、執行部側が建設を進めていくというふうな形でお考えなのであれば、それは致し方ないのかなと思います。

ただやはり、議会として、常任委員会として付帯決議を出して、それで議会で承認をいただいておりますというふうなところで、まずは執行部の方々はしっかり重きを置いて進めていかないと、後々、町民の方々からどのように思われるのかなというふうに私は懸念するところでございます。

そういった中で、先ほどもありましたけれども、今回サウンディング調査、4月26日、27日6者をお呼びしてサウンディング調査を行っておられると。

そういった中で、病床数、ベッド数のほうが80床から60床に減らしたほうがいいんじゃないかとかいうふうな様々な御意見を賜ったというふうに、ホームページにも載っております。

そもそもベッド数が減るということは延べ床面積も減るわけでございまして、前回の土地取得費、取得している分でも建設は可能というふうな説明を伺っておったところですが、新たに購入して、そもそも80床でも今の用地でも足りるということにも関かかわらず、もし60床に減らすかどうかの結論はまだ今後のコンサルとの打ち合わせがあるかと思うんですけども。減らした場合は、不要な土地になってくるというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 前淵君

○特養施設長（前淵康彦君） 亀崎議員の御質疑にお答えいたします。

私どもとしましては、不必要な土地とは考えておりませんで、仮に規模縮小の決定をした場合においても、土地については有効活用できると思っております。

特に、南側でもありますし日照の問題もあります。また、景観の部分も含めて有効に活用できると思っております。

また、地権者の御意向も踏まえた上で、やはり購入をして、有効活用したいと考えております。以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第46号「令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者多数）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第47号 令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第7 議案第47号 令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第47号「令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者多数）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第48号 令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第11 議案第48号「令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第48号「令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者多数）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

た。

---

日程第12 議案第49号 令和5年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第12 議案第49号「令和5年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第49号「令和5年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者多数）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第50号 令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第13 議案第50号「令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第50号「令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者多数）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第51号 字の区域の変更について

○議長（高木洋一郎君） 日程第14 議案第51号「字の区域の変更について」を議題とします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第51号「字の区域の変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者多数）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 報告第1号 令和4年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（高木洋一郎君） 日程第15 報告第1号「令和4年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 報告第1号「令和4年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、説明、御報告のほうをいたします。

令和4年度和水町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月5日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

令和4年度に繰り越しました13の事業について、事業名と繰越額の実績を繰越明許費繰越計算書にて報告をさせていただきます。

次ページのほうを御覧いただきたいと思います。

上から順に、事業名とその内容、繰越額のみを御報告いたします。

まず、総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍システム管理経費としまして521万6,000円となっております。令和4年12月議会におきまして、議案第71号、令和4年度和水町一般会計補正予算（第4号）で承認された分となります。

2段目の、農林水産業費から最後の災害復旧費までの12の事業につきましては、令和5年3月議会において、議案第17号、令和4年度和水町一般会計補正予算（第6号）で承認された分となります。

まず、農林水産業費、農業費の土地改良事業事務経費、ため池ハザードマップ作成業務委託として702万円を繰り越します。

林業費の林業振興事務経費として184万円です。

続きまして、土木費の道路橋梁費の町道維持管理事業として1,619万3,000円を繰越いたします。

同じく、町道整備事業として8,645万4,000円、江田高野線整備事業5,725万9,000円、岩線整備事業が100万円、通学路緊急対策事業としまして3,475万円を繰り越します。

続きまして、土木費の中で河川費、町の急傾斜地崩壊防止事業として500万円、消防費の耐震性貯水槽整備事業として920万円、教育費の文化財施設防災整備事業として1,434万4,000円、災害復旧費の農地等災害復旧事業費は857万5,000円、同じく公共土木施設災害復旧事業のほうで1,870万5,000円を繰り越します。

以上で、合計で13事業、繰越額は2億6,555万6,000円となります。

以上で、繰越明許費繰越計算書についての説明、報告を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号「令和4年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の報告を終わります。

---

#### 日程第16 報告第2号 令和4年度株式会社 菊水ロマン館の決算報告について

○議長（高木洋一郎君） 日程第16 報告第2号「令和4年度株式会社 菊水ロマン館の決算報告について」を議題とします。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社 菊水ロマン館の決算状況は、先般行われました全員協議会での報告に代えさせていただきます。

---

#### 日程第17 同意第2号 和水町固定資産評価委員の選任について

○議長（高木洋一郎君） 日程第17 同意第2号「和水町固定資産評価委員の選任について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 同意第2号「和水町固定資産評価員の選任について」、御説明申し上げます。

和水町固定資産評価員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

令和5年6月5日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

対象者は住所 熊本県玉名郡和水町瀬川512番地

氏名 大山和説 昭和43年11月26日生まれでございます。

提案理由でございますが、和水町固定資産評価員の選任につきましては、地方税法第404条第

2項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で、提案理由の説明といたします。

御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第2号「和水町固定資産評価員の選任について」同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者多数）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

---

#### 日程第18 同意第3号 和水町教育委員会委員の任命について

○議長（高木洋一郎君） 日程第18 同意第3号「和水町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 同意第3号「和水町教育委員会委員の任命について」、御説明申し上げます。

和水町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項及び第5項の規定により、議会の同意を求めるといふものでございます。

対象者のお住まいは、和水町原口605番地1

氏名、牧嶋隆光氏でございます。

生年月日は、昭和48年6月6日生まれで、現在50歳でございます。

令和5年6月5日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由でございます。

教育委員の退職に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項及び第5項の規定により、議会の同意を求めるといふものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

若干の補足を申し上げます。

保護者である者の中から選任していましたが前任の教育委員の任期が令和8年8月18日までと

なっております。

しかしながら、令和5年3月31日をもって退職されたことに伴い、引き続き、保護者である者の中から選任する必要があるため、牧嶋隆光氏を教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項及び第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

牧嶋氏は、これまで約20年にわたり中学生を対象としたバドミントンの指導に当たられており、現在は菊水中学校バドミントン部の外部コーチを務め、スポーツを通じた生徒の体力向上と健全育成に御尽力いただいております。

また、御自身も小学生から中学生までの4人のお子様の子育てにあられる中、PTA活動や消防団活動をはじめ、地元藤田地区の公民館分館長を務められるなど、幅広く地域の発展に貢献されております。

このような経歴を踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定める保護者からの登用により、和水町教育委員として「なごみの未来を創る児童生徒の育成」に努めていただきたく推薦するものです。

以上で、提案理由の説明といたします。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第3号「和水町教育委員会委員の任命について」同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者多数）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

---

#### 日程第19 閉会中の継続調査について

○議長（高木洋一郎君） 日程第19「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書一覧表のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の

継続調査とすることに決定いたしました。

---

**日程第20 議員派遣の件について**

○議長（高木洋一郎君） 日程第20「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

---

○議長（高木洋一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

閉会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

6月5日の開会以来、5日間、議員各位におかれましては、諸議案について真摯に御審議賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、町長をはじめ執行部におかれても、審議の間、常に真摯な態度を持って協力されました御苦労に対し敬意を表するとともに、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行に適正なる運用をもって進められ、住民目線での行政に努められることをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これをもって、令和5年第2回和水町定例議会を閉会します。

御起立願います。

お疲れさまでした。

---

閉会 午前10時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員